

令和7年度愛媛県再犯防止推進会議 結果概要

日時：令和8年2月5日（木）10：00～11：30
場所：愛媛県自治会館 2階 会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 委員紹介

23名の出席委員（代理含む）を紹介しました。

4 議題

- (1) 会長の選出、副会長の指名
- (2) 第二次愛媛県再犯防止推進計画の進捗状況について
 - ・ 県内の再犯の状況
 - ・ 計画の各指標の状況
 - ・ 令和7年度の取組状況 等
- (3) 各機関・団体の取組みについて
- (4) その他（意見交換）

5 主な意見等

〔事務局説明：第二次愛媛県再犯防止推進計画の進捗状況について
（県内の再犯の状況、計画の各指標の状況、令和7年度の取組状況 等）〕

【委員】

県が作成した相談窓口紹介チラシ等の活用について、県警にも協力を依頼したとのことだが、協力の同意を得る段階で終わっているのか、それとも実際に警察署で配られていることを確認できている段階なのかを確認したい。

【事務局】

実際の活用状況については、現時点で確認できていないため、今後、確認を行いたい。

【委員】

協力雇用主数が減少したとのことであるが、どのような理由があるのか。

【委員】

減少の背景には、登録辞退や廃業がある。毎年、登録継続の意向を確認するアンケート調査を実施しているが、業務体制や経営状況を理由に登録辞退を希望する事業者が一定数存在している。

【委員】

県内の協力雇用主を毎年訪問しているが、経営者の代替わりを理由として廃業するとの声が聞かれる。また、対象者とのトラブルを懸念する声もある。

【委員】

保護観察終了者のうち無職である者の割合が令和6年で約4割となっている。無職のまま地域社会に復帰させることが再犯率を高める要因となっているのではないかと考える。

これに対して、どのような対応がされているのか、約4割という割合の要因も踏まえて事務局に説明願いたい。

【事務局】

刑務所では、刑務所在所中から就労支援を実施されているため、その状況について説明願いたい。

【委員】

刑務所内での就労支援については、現在約500人が対象となっており、そのうち200～300人が就労支援を希望している。年間で40人程度が刑務所内で職を決めることができおり、職が決まらなかった場合は、出所後に保護観察所の就労支援を受ける流れとなる。

しかし、保護観察所での支援を受けても就労が決まらなかった場合、最終的に無職のまま社会復帰することになる。

【委員】

当該割合が約4割となっている要因として、この数字には、例えば、80代、90代の高齢者や、病気や精神的な問題で就業が難しい方も含まれている。そのため、実際に就業可能な状態で無職の者の割合はもっと少なくなる。

また、就労支援については、刑務所での支援を引き継ぎ、ハローワークや就労支援事業者機構と連携して支援を行っている。しかし、保護観察期間が短いケースも多く、特に累犯者の場合、2、3ヶ月という短期間であることがほとんどである。

こうした短期間では、仕事に結びつかないケースや、就職後すぐに辞めてしまうケースも見受けられるため、無職者の割合が高くなるという状況が生じている。

【委員】

それでは、「就職希望者何名のうち何名が就職したか」という形式の表記の方が、実態に即しているのではないかと。

【委員】

この統計は法務省の全国共通のものであり、そのような調査項目は含まれていない。詳細なデータを出すには、別途数値を洗い出す作業が必要になる。

【委員】

当該割合について、対象者と面接を行っている立場から申し上げると、対象者は仕事に就きたいという気持ちはあるものの、職場での人間関係に対する不安や不信が広がり、その結果として職場にいられなくなる事例が実際に多いと感じている。また、地域別再犯防止推進会議での講義とも重なる部分があるが、私たち受け入れる側の偏見が大きな影響を与えていることも感じている。

【委員】

就職自体が難しい傾向にあるが、就職後の定着についても、継続的なサポートが必要であると考えている。

【委員】

県から委託を受けて、就労支援のコーディネーターを配置し、保護観察が終了した方や就職

した方への長期的なフォローアップを行っている。対象者に承諾を得て、必要に応じて支援を継続的に行う体制を整えている。

出所者は、刑務所での緩やかな生活に慣れてしまっているため、社会での厳しい労働環境に適応するのが難しい。

協力雇用主は、出所者の心身の健康と体力の向上を求めており、また、世間の目や短期間で離職などに対する不安が増えているように感じる。

安易な就職決定が早期の離職につながるため、就職先の選定には慎重な検討が必要と考えている。

【委員】

県の退職者ライフプラン説明会における保護司制度の紹介について、県職員等の内部向けに動画を流して見てもらうとのことだが、県は、市町での同様の取組みの実施状況を把握しているのか。

【事務局】

市町での取組状況については現在把握できていないため、今後、確認を行いたい。

[その他意見等]

【委員】

地域生活定着支援センターでは、就職の前提となる生活の安定及び住居の確保を目指し、施設等への帰住や医療機関へのつながりを各機関と連携して行っている。また、県と共同で実施している「地域別再犯防止推進会議」は、各地域の担当者に地域福祉支援や医療・福祉サービスへのつながりがどのように行えるかについて認識いただくことを目的としている。今後とも、幅広いネットワークでの住居や就職を求める方々への情報提供や支援を行っていききたい。

【委員】

再犯を減らすためには、県民、特に企業の理解が不可欠である。これまでに、金融機関のトップに働きかけ、全面的な支援の約束をいただいた。また、昨年4月には愛媛県知事にも協力を要請し、顧問への就任が決定した。以降、企業への訪問も行い、企業約200社と個人約20名の参加を得ることができた。さらに、経済団体にもチラシを配布する活動を開始した。今後は、県民の方々にもぜひ参加していただきたいと考えている。

また、国からの委託事業について、限られた予算で運営を行っている。食事などは安価で提供しているが、受け入れ可能な人数は限られており、現場は圧迫されている。そのため、企業からの支援を引き続き募集を続けていく。

今後も企業を中心として、再犯防止の運動を広げていきたい。

【委員】

愛媛県更生保護女性連盟は令和7年に創立60周年を迎えた。啓発活動としては、「みかん1000箱運動」などを行い、各県からの注文を受けて活動資金の一助となっている。

課題としては、会員の高齢化により会員数が減少している。新居浜地区では民生委員になった人が更生保護女性連盟にも加入するという申し合わせがあり、今後も民生児童委員協議

会の協力をお願いしたい。

また、日本更生保護女性連盟等の会費の値上げ等により資金繰りにも苦労している。
今後も「ほっとけないおばさんの心」で60年間続いた活動を継続していきたい。

【委員】

令和7年12月に保護司法等の一部を改正する法律が公布された。これは、更生保護法の一部改正を受けて設置された「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の答申に基づくものである。改正の背景には、保護司の高齢化と担い手不足、検討会中に発生した大津市の保護司殺害事件がある。

改正の主な目的は、保護司の担い手確保、保護司の活動環境の整備、保護司の安全確保となっている。中核的な改正点としては、多様な人材の確保を目指し、保護司の任期が従来の2年から3年に延長され、また、保護司の委嘱条件が見直された。

また、活動環境の改善として、更生保護サポートセンター運営の機能支援強化や、保護観察所が地方公共団体や民間企業とより柔軟に連携できるような規定が盛り込まれた。安全確保策としては、面会場所の確保や職務執行区域の弾力化等が挙げられている。

これらの見直しは行われたものの、今後も改善すべき課題が多く残っていると考えている。